

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「水道事業調整課 事業係 調整係」 を 「水道事業調整課 事業係 調整係 技術管理係」 に、

「 豎川下水ポンプ場管理係 古川下水ポンプ場管理係 」 を「豎川下水ポンプ場管理係」に改める。

第4条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「局次長、」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

局次長は、上下水道事業管理者を補佐し、それぞれ次に掲げる事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(1) 局次長（企業経営担当）

経営企画室及びサービス推進部の所管に関する事務

(2) 局次長（技術監理担当）

水道部、下水道管路部及び下水道施設部の所管に関する事務並びに技術力強化担当課長及び工事検査担当課長の所掌する事務

第7条上下水道局の分掌事務を定める部分に次の6号を加える。

- (2) 上下水道の整備工事に係る工事検査に関すること。
- (3) 工事に係る設計の標準化に関すること。
- (4) 工事に係る設計変更等の審査に関すること（水道部、下水道管路部及び下水道施設部の所管に属するものを除く。）。
- (5) 技術力向上に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 技術に関する諸課題の調整等に関すること。
- (7) 局本庁舎の営繕及び設備保全に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部の分掌事務を定める部分中第1号から第9号までを削り、第10号を第1号とし、第11号を第2号とし、同部事業サポート課人事係の分掌事務を定める部分中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同部分第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 職員研修に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課事業管理係の分掌事務を定める部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同課業務係の分掌事務を定める部分第13号中「の調定」を削り、「関すること」の次に「（下水道管理課及び課内の他の係の所管に属するものを除く。）」を加え、同課債権管理係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(2) 所管の収入管理に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部給排水設備課管理係の分掌事務を定める部分第1号中「（指定給排水設備工事事業者処分審査委員会に関することを除く。）」を削り、同課検査係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(8) 給水装置の管理指導に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部給排水設備課装置業務係の分掌事務を定める部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同局水道部水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分第2号中「実施計画」を「整備方針」に改め、同課調整係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

技術管理係

(1) 水道の整備工事に係る設計審査（設計変更等の審査を含む。）に関すること。

(2) 水道の整備工事に係る基準の管理に関すること。

(3) 水道の整備工事に係る検査の事前審査に関すること。

第7条上下水道局水道部水道建設課の分掌事務を定める部分第1号中「基準及び」を削り、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同局下水道管路部下水道事業調整課の分掌事務を定める部分中「下水道事業調整課」を「下水道事業調整課」

(1) 公共下水道工事に係る検査の事前審査に関すること。 に

(2) 下水道事業に係る委託業務の検査に関すること。 」

改め、同課調整係の分掌事務を定める部分第5号中「流域下水道事業」の次に「の調整」を加え、同部分第6号中「計画及び予算」を「予算及び決算」に改め、同課技術管理係の分掌事務を定める部分第3号中「設計審査」の次に「（設計変更等の審査を含む。）」を加え、「（サービス推進部の所管に属するものを除く。）」を「（下水道施設部の所管に属するものを含む。）」に改め、同部下水道管理課情報係の分掌事務を定める部分第3号中「の実施」を削り、同部分第4号中「受益者負担金」の次に「に係る負担区の設定、賦課対象区域の決定及び公告」を加え、「（事業サービス課の所管に属するものを除く。）」を削り、同局下水道施設部下水道施設課施設管理係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 水再生センター、下水ポンプ場等の土木建築又は設備の設置及び改築に係

る工事の設計審査（設計変更等の審査を含む。）に関すること。

第7条上下水道局下水道施設部三宝水再生センター維持第三係の分掌事務を定める部分中第4号を削り、同センター水質係の分掌事務を定める部分第1号中「三宝水再生センター」を「水再生センター」に改め、同センター古川下水ポンプ場管理係の分掌事務を定める部分を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

担当課長を置く組織		名称	担当課長を統括する職	人数	
上下水道局		工事検査担当課長	上下水道局次長 (技術監理担当)	1人	
		技術力強化担当課長		1人	
	経営企画室	経営マネジメント担当課長	経営企画室長	1人	
		事業マネジメント担当課長		1人	
		危機管理・広報広聴担当課長		1人	
		広域・公民連携・DX推進担当課長		1人	
	サービス推進部	事業サポート課	理財・会計担当課長	サービス推進部長	1人
		給排水設備課	排水設備調整担当課長		1人
	水道部	水道建設課	再整備担当課長	水道部長	1人
	下水道施設部	三宝水再生センター	ポンプ場・包括委託担当課長	下水道施設部長	1人
			下水道水質管理担当課長		1人

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。